平成３０年（フ）第８９７号
名古屋市天白区向が丘３丁目1102番地　ビラ平針101号
債務者　柴田　勝康
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　和永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１号
富山市大町１番地　佐々木病院、住民票上の住所富山市水橋町441番地
債務者　四十山和美
法定代理人成年後見人　一般社団法人社労士成年後見センター富山
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　泰士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市武２丁目38番24号　立岡アパート202号
債務者　下村　洋介
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山浩太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年10月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２８６号
埼玉県志木市館１丁目６番９―105号
債務者　奥村　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２－３－104
債務者　関　　國夫
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６０５号
埼玉県加須市岡古井111番地１　ＬｕｍｉｅｒｅⅡ101
債務者　川田　駿一
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６０６号
埼玉県加須市岡古井111番地１　ＬｕｍｉｅｒｅⅡ101
債務者　川田　裕貴（旧姓端野）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７５９号
埼玉県上尾市柏座２丁目12番１号　内田ハイツ201
債務者　野澤　陽一
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２５５号
埼玉県草加市瀬崎３丁目36番26―402号
債務者　清水外喜雄
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２６１号
埼玉県吉川市吉川団地２番15号505
債務者　望月　義男
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７７号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目17番３号　ＳＴマンションコシガヤ203
債務者　小菅おりえ（旧姓中場）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２８１号
埼玉県春日部市道口蛭田145番地１　リバーサイド斉藤101号
債務者　長井　博文
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２９３号
埼玉県三郷市早稲田６丁目29番地21　大沢コーポ207号
債務者　高　幸一郎
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８８７号
千葉県館山市佐野237番地の２
債務者　出崎伊勢徳
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８８号
千葉県館山市佐野237番地の２
債務者　出崎　露子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８９号
川崎市川崎区藤崎４丁目15番６号　102、申立時の住所川崎市川崎区池上新町１丁目５番６号
債務者　小堤　鐵夫
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係